

総務財政委員会記録

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年3月23日（月）午前10時0分～午前10時45分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

1. 請願第12号 国是である非核三原則の堅持等を要請する意見書提出を求める請願
2. 請願第13号 日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准すること及び核兵器禁止条約関係会議にオブザーバー参加することを要請する意見書提出を求める請願

（企画調整局）

1. 報 告 神戸2030ビジョン（案）について

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 吉田 健 吾

副委員長 坂口 有希子

委員 岩谷 しげなり

森本 真

吉田 謙 治

黒田 武 志

大井 としひろ

しらくに高太郎

平野 章 三

河南 忠 和

よこはた 和幸

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（吉田健吾） ただいまから総務財政委員会を開会いたします。

本日は、3月18日の本会議で付託されました請願及び報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

まず、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さん、公明党さん、躍動の会さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、報道機関からの写真撮影等の許可についてお諮りいたします。

毎日新聞社さんから録音したい旨の申出がありますので、許可いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

次に、本日の協議事項についてお諮りいたします。

お手元の協議事項のとおり、本日は会計室、地域協働局、行財政局、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員の審査は予定しておりませんが、これらの所管事項に関して質疑はありませんか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 特にないようですので、会計室、地域協働局、行財政局、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員の待機を解除いたしますから、御了承願います。

次に、本日審査いたします請願第12号及び請願第13号につきましては、紹介議員の代表である赤田議員から、この後、直ちに趣旨説明を受けたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、さよう決定いたしました。

次に、請願第12号及び請願第13号につきましては、請願者から口頭陳述の申出がありましたので、紹介議員の趣旨説明の後に口頭陳述を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（吉田健吾） それでは、さよう決定いたしました。

○委員長（吉田健吾） これより審査に入ります。

最初に、請願第12号及び請願第13号について、紹介議員から趣旨説明を聴取いたします。

赤田議員、発言席へどうぞ。

それでは、お願いいたします。

○委員外議員（赤田かつのり） おはようございます。それでは、請願第12号国是である非核三原則の堅持等を要請する意見書提出を求める請願及び請願第13号日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准すること及び核兵器禁止条約関係会議にオブザーバー参加することを要請する意見書提出を求める請願の紹介議員を代表して趣旨説明をいたします。

この2つの請願は、核戦争の阻止、核兵器全面禁止・廃絶、被爆の実相の普及や被爆者支援な

どで兵庫県内で平和運動を担ってきた団体からのものです。

まず、請願第12号についてです。請願者は、戦争被爆国として非核三原則を国是として堅持すること、地球規模で人類を破滅させる非人道的な核戦争の脅威を広く国民に伝えること、核保有国と非核保有国の橋渡しを積極的かつ具体的に行うことを求めています。

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとした非核三原則は日本の国是です。1967年以来、国会で度を重ねて国是として確立されていることが確認されてきました。国会決議によって宣言された非核三原則は国際公約でもあります。これを変更するということが何を意味するのか。核兵器廃絶を目指す国際的な取組に逆行し、唯一の戦争被爆国としての日本の立場は地に落ちてしまいます。

非核三原則を見直し・廃止しようという動きがありますが、こういう動きが、つまり見直し・廃止の動きが現実のものとなれば、核の持込みを平時から認めることで、米国の核戦略への加担を一層深め、日本は核戦争の足場になってしまうことになりかねません。

1945年に広島・長崎に投下された原爆は一瞬にして都市を破壊し尽くし、その年の末までに約21万人の命を奪いました。辛うじて一命を取り留めても、被爆された方々は放射線による原爆症など様々な健康被害に苦しめられ、心や体に原爆の深い傷を持ち続けてきました。また、国際的な医師・科学者団体の研究によれば、100発の核兵器が都市で爆発をすれば、大気圏に舞い上がった粉じんによって気候変動が起き、農作物の不作などで10年間で20億人が餓死するとも言われています。核兵器は人類全体の脅威でもあります。

日本政府は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶を先導する役割を果たすべきではないでしょうか。昨年12月以来、茨城県水戸市、東京都府中市、神奈川県、広島県、広島市と、各地の地方議会で意見書案が可決されています。私は、平和都市宣言、非核神戸方式決議、非核平和都市に関する決議を上げてきた神戸市議会から国へ意見書を上げる意義は大変大きいと考えます。

次に、請願第13号で請願者は、日本政府は核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器廃絶に向けた国際的努力を推進すること、日本政府は核兵器禁止条約関連の諸会議にオブザーバーとして参加することを求めています。

ロシア・プーチン政権のウクライナ侵略、米国・トランプ政権のベネズエラ侵略、イランへの先制攻撃と、国連憲章に反する横暴な動きが繰り返されていますが、核戦力への依存を強め、核軍拡競争を激化させています。これは人類にとって深刻な脅威となっています。

2017年に国連で採択され、2021年1月22日に発効された核兵器禁止条約は、被爆者が先頭に立ってつくり上げてきました。この条約に現在、95か国が署名し、74か国が批准をし、核兵器のない世界へと向かう確かな流れを国際社会の中でつくり出しています。日本の核兵器禁止条約への参加は、核保有国に核の放棄を迫る国際世論や各国政府に勇気を与え、核兵器廃絶への道を力強く前へ進める力となると思います。

以上、委員の皆様のお賛同をお願いいたしまして、私からの請願趣旨説明を終わります。

○委員長（吉田健吾） 趣旨説明は終わりました。

赤田議員、御苦労さまでした。

次に、口頭陳述の聴取に入りますが、この際、陳述人に申し上げます。

陳述の際は、最初にお住まいの区とお名前をおっしゃっていただき、内容を御要約の上、5分以内に陳述を終えるよう、よろしく願いいたします。

それでは、請願第12号及び請願第13号について口頭陳述を聴取します。

陳述人の津川さん、発言席へどうぞ。

それでは、まず請願第12号について、5分以内でお願いいたします。

○**請願者** 明石市に在住しています津川知久です。意見陳述の機会を設けていただき、大変感謝申し上げます。

1954年3月1日、太平洋ビキニ環礁で行われたアメリカの水爆実験で多くの日本漁船乗組員が被爆しました。広島、長崎、そしてビキニ被災、日本にとって3度目の核兵器被爆でした。この事件がきっかけとなって核兵器の禁止を求める運動が盛り上がり、国内で3,158万、世界で6億7,000万の署名が集まりました。

翌年の8月6日から3日間、広島市公会堂で第1回の原水爆禁止世界大会が開かれました。世界15か国から2,600人が参加したと広島平和記念資料館は記録しています。その世界大会の初日に、被爆者を代表して3人が挨拶を行いました。戦後、占領下の言論統制によって10年間もの間沈黙を強いられてきた被爆者がようやく大勢の人の前で声を出すことができたのです。

広島の被爆者はこう発言しました。私たち被害者の平和への熱情は何ものにも負けません。なぜなら、私たちは理屈以上のものを持っているからです。長崎の被爆者はこう訴えました。自分1人になったらと思うと早く死にたい、そんなことを言う人がいます。でも、私たちが死んだら、この恐ろしい原爆のことを誰が世界中に知らせてくれるのでしょうか。夫をビキニ被爆で亡くした焼津の久保山すずさんはこう語りました。もし冥途というものがあるなら、広島・長崎の人々や夫愛吉は、日本に原子兵器が持ち込まれているだって、そんなこと嫌だ嫌だと言って拳を大地にたたきつけて怒っていることでしょう。

そんな被爆者の思いと怒りと行動が社会を動かし、1967年、佐藤栄作総理大臣が国会において、日本は核兵器について持たず、作らず、持ち込ませずの立場を取ると表明するに至りました。1971年には衆議院、参議院両院でこの非核三原則を堅持する決議がされ、以来、6度の国会でそれが再確認され、国是として位置づけられてきました。神戸市でも1983年に非核三原則の完全実施と核兵器廃絶をうたった非核平和都市に関する決議が採択されています。

ところが、最近になって、国のほうでは非核三原則の見直しや核共有などということが言われ始めています。それでは、政府がこれまで言ってきた唯一の被爆国として核保有国と非保有国の間の橋渡しをする、そういう役割をも放棄することになってしまいます。私は日本が核保有国を非保有国へと導いていく、そんな橋渡しの役を果たすことを切に望みます。

以上、請願に関わる意見陳述とします。お聞きくださり大変ありがとうございました。

○**委員長**（吉田健吾） 次に、請願第13号について、5分以内でお願いいたします。

○**請願者** 同じく津川が行います。

原水爆の犠牲者は私を最後にしてほしい。これは、1954年、太平洋におけるアメリカの水爆実験で被爆し、半年後に亡くなった、マグロ漁船第五福竜丸の乗組員であった久保山愛吉さんの遺言です。この言葉をしっかり受け止めた多くの被爆者の皆さん、そして核兵器をなくしたいと願う人々が、この悪魔の兵器を地球上から廃絶しようと努力を続けてきました。そして、63年後の2017年、ついに国連において核兵器禁止条約が122か国の賛成で採択され、'21年に発効しました。それは、核兵器の使用、保有、開発、実験はもちろん、脅しに使うことも禁止する、さらには、被爆者、核被害者の救援も義務づけた国際法として確立しました。

長年世界に被爆の実相と核兵器禁止を訴え、この条約制定に大きく貢献してきた日本原水爆被

害者団体協議会が2024年、ノーベル平和賞を受賞しました。代表の田中熙巳さんは授賞式においてこのように演説をされました。今日、依然として1万2,000発の核弾頭が地球上に存在し、4,000発近くの核弾頭が即座の発射可能な配備がされています。核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持つてはいけないというのが原爆被害者の心からの願いです。田中さんは最後にこう訴えました。人類が核兵器で自滅することのないように、そして核兵器も戦争もない世界、人間社会を求めて共に頑張りましょう。

既に国連加盟国・地域の過半数に当たる99の国がこの条約に署名または批准しています。でも、残念なことに、唯一の戦争被爆国である日本はこの核兵器禁止条約に参加していません。条約発効後には毎年、条約参加国による締約国会議が開かれてきましたが、日本政府はオブザーバーとしても参加していません。今年11月には条約をさらに充実・発展させる場として条約再検討会議が予定されています。

今、世界では、核兵器の力を背景にして他国を攻撃する、威圧するという憂慮すべき事態が起きています。だからこそ、日本がこの条約に参加することは、平和を願う世界の人々を大きく励ますものになります。日本政府は核兵器禁止条約の署名・批准すること、それ以前にも核兵器禁止条約関連の会議にオブザーバー参加すること、この2項目の意見書を国に提出していただくよう請願するものです。

全国1,788自治体のうち、その42%に当たる745の自治体では同様の意見書が決議・採択されています。神戸市議会では1983年に非核平和都市に関する決議をされ、核兵器廃絶を強く求めることを宣言されています。その精神を今日に生かされ、意見書を国に提出していただくことを再度お願いし、意見陳述とさせていただきます。お聞きくださり大変ありがとうございました。

○委員長（吉田健吾） 口頭陳述は終わりました。

どうも御苦労さまでした。

なお、本請願につきましては、後ほど意見決定をいたします。

それでは、この際、企画調整局が入室するまで暫時休憩いたします。当局がそろい次第、再開いたします。

（午前10時14分休憩）

（午前10時16分再開）

（企画調整局）

○委員長（吉田健吾） それでは、これより企画調整局関係の審査を行います。

報告事項1件について、当局の説明を求めます。

西尾局長、着席されたままで結構です。

○西尾企画調整局長 企画調整局でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告1件につきまして御説明申し上げます。

総務財政委員会資料の1ページを御覧ください。

神戸2030ビジョン（案）につきまして御説明申し上げます。

1. 策定の趣旨でございますが、神戸2030ビジョンは、基本構想や基本計画に掲げる理念や都市像の実現に向け、今後5年間に取り組む基本政策や主な施策、その進捗状況を測定するためのKPIを掲げるものとして策定いたします。

2. 神戸2030ビジョン（案）の概要でございますが、今後、変化が激しい時代に対応していく

ため、記載内容は政策・施策レベルまでとし、個別具体の事業は各年度の予算編成において検討・具体化することとしております。

また、K P I につきましては、基本計画のK G I の達成につながり、毎年の数値を把握でき、市の施策によって改善が期待できるものを設定しており、K G I の達成度を適切に把握しながら、必要に応じてK P I の見直しを柔軟に行ってまいります。

3. 神戸2030ビジョン（案）につきましては、後ほど御説明申し上げます。

2 ページを御覧ください。

参考1では神戸2030ビジョンの策定スケジュールを、参考2では総合基本計画策定の全体スケジュールを掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

続きまして、別紙、神戸2030ビジョン（案）を御覧ください。

1 ページを御覧ください。

目次・構成でございますが、第1章序論では、策定の背景や趣旨、基本構想・基本計画の内容を、第2章実施計画では、神戸2030ビジョンの具体的な内容を掲載してございます。

実施計画の内容につきまして御説明申し上げますので、11ページを御覧ください。

1 概要でございますが、実施計画の構成やK P I の設定等について記載しております。

2 基本計画に掲げる方向性と施策、方向性Ⅰ世界と繋がる2つの港「新たな時代の国際都市」へに該当する実施計画といたしまして、12ページにお進みください。

(1)基本政策と主な施策では、多様な交流を通じて世界で活躍する人材の育成を進めるなど、3つの基本政策と主な施策を掲げております。

(2)K P I では、神戸空港利用者数など8項目を掲げております。

14ページを御覧ください。

方向性Ⅱ個性豊かで多様な地域の融合「日常と非日常が交わり続ける都市」へでは、(1)基本政策と主な施策として、五感を刺激する体験と魅力的なビジネス環境を創出する都心をつくるなど、4つの基本政策と主な施策を掲げております。

15ページに参りまして、(2)K P I では、都心・三宮の滞在人口など6項目を掲げております。

16ページを御覧ください。

方向性Ⅲともに乗り越え育んだ絆「いつまでも幸せを感じ、分かち合える都市」へでは、(1)基本政策と主な施策として、多様な主体や団体の協働や支え合いにより、誰もが安心して夢に向かって挑戦できる社会をつくるなど、7つの基本政策と主な施策を掲げております。

17ページに参りまして、K P I では、地域活動の活性度など7項目を掲げております。

続きまして、19ページを御覧ください。

W e l l - B e i n g 指標に関するK P I として、神戸市独自のK P I に加え、W e l l - B e i n g 指標の客観指標をK P I として設定しております。

以上、報告1件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（吉田健吾） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、報告事項、神戸2030ビジョン（案）について御質疑はございませんか。

○委員（森本 真） このビジョンのK P I のことについてお伺いをします。

1つは、パブリックコメントを取ってというか、ビジョン自身は専門家の委員会で検討された

中身ですけども、これまで基本計画等でいろんな皆さんの意見を聞いてきて、いろいろやられてきたわけですけども、基本計画もそうなんですけど、このビジョン素案への意見募集も数少ないというか、3件ということになっています。大事な、大きな計画なんですけども、もうちょっと市民意見を聞けるようなことができなかつたのかどうかということをもっとお聞きしたいと思いません。

○山本企画調整局副局長 これまで遡りますと、基本構想、基本計画、実施計画から成る総合基本計画の策定をこれまでずっと進めてきたところです。その大きな目的というのが、たくさんの方のお声をいただくということで、例えば基本構想でいきますと約6万人、基本計画で約5万人の参画を得ながら、その策定の作業を進めてきたところであります。

2030ビジョンは、それらの実現に向けて今後5年間で取り組む主な施策等を掲げる計画になっておりまして、これにつきましても市民の皆様のご意見を頂戴をしたいということで、所定のパブリックコメントの実施をして御意見を頂戴し、今、委員から御紹介いただきましたとおり、3通3件の貴重な御意見を頂戴できたものと考えておりまして、しっかりと意見をこれまで聞いてきましたし、手続の中で御意見を頂戴をしたということだと認識してございます。

○委員（森本 真） 分かりました。それでもう1つは、KPIについて、基本計画のKGIの達成につながって毎年の数値が把握できるもの、市の施策によって改善を期待できるものを設定しているということになっています。そういう設定をしているんですけども、必要に応じてKPIの見直しを柔軟に行っていくということになっています。

それで、1つは毎年把握できるものということで、これは総務財政委員会に対して毎年の到達度を確認する機会があるのかということと、必要に応じて見直しをするという、その見直しの基準というのはどうなっているのかということについてお伺いします。

○山本企画調整局副局長 基本的にはこのKPIの達成度合いというのは、毎年、有識者会議を立ち上げておりますので、そこの中できちんとお示しをします。そこでいただいた御意見を含めて、私どもとしては、その内容も含めて総務財政委員会で御報告を差し上げて、先生方から御意見を頂戴をしたいと考えております。

KPIにつきましても、KGIの達成度合いにどのぐらい効果があるかということが重要かと思っておりますので、例えばあまりこれは意味がないなということにつきましても、委員御紹介いただきましたとおり、見直しも必要だろうと思っておりますが、今のところ、どういう状況になったらそれを見直すというような画一的な基準というのは考えてございません。

○委員（森本 真） その見直しの関係で言うたら、専門家委員会の中で検討されるという中身なんですか。

○山本企画調整局副局長 当然、私どもとして検討した上で、有識者会議の御意見を頂戴をしながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○委員（森本 真） KPIの見直しとか、全体的に言えば、ここに書いてあるように、個別具体は予算編成で検討するということになってますけども、その到達度合い、いろいろあると思えますけども、やっぱり具体的にどういう進捗が行われて、見直し場合、先ほども言いましたように、個別具体的にはどういうことになるか分からないということなんですけども、議会へも市民にも分かりやすいというかな、ちゃんと提案をしていただきたいと希望しておきます。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） では、この際、企画調整局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（岩谷しげなり） よろしく申し上げます。

はばタンP a yが3月18日から募集が開始されました。先日、私、ふれあい喫茶のほうにお伺いした際に、ちょうどテーブルの上に、はばタンP a yの申込みの文書がありまして、地域の御高齢者の方と、いよいよはばタンP a yが始まりますねというお話してたら、その後、私と同じテーブルの御高齢者の皆さんが、もうこれ私申し込まないと。何で申し込まないんですかって私お伺いしたところ、QRコード、これね、読み込んで、何かまた登録しないといけないんですよ。もうややこしいというお話だったんです。

私のほうからすれば、これせつかくの機会だからね、これ申し込んで、これから行政のいろいろ手続とか申込みというのはどんどんこうやってデジタルになっていくので、いい機会なんで、お得だし、どうですかって言ったら、もう皆さん、いや、もうややこしいからいいわみたいな、そういうお話いただいたんです。

神戸市のほうでもいろいろスマホ出前講座とか相談会とか実施されてると思うんですけども、こういうちょっとはばタンP a yみたいなお得な——あくまでも県の事業ですけども——こういうサービスをきっかけとして、何か御高齢者の方にデジタルのそういう浸透をさせていくというふうなことを考えられないのかなと思って質問させていただきます。御見解いかがでしょうか。

○吉岡企画調整局デジタル戦略部長 本市のスマホ相談窓口でございますけれども、LINEやQRコードのようなスマホの操作を御支援するだけでなく、e-KOBEなど神戸市の行政サービスの御案内であるとか、あと、御指摘のはばタンP a yなど本市以外の行政サービスにつきましても、御要望がございましたら、可能な範囲で支援を行ってきたところでございます。

特に御指摘のはばタンP a yの利用支援につきましては、先日の予算特別委員会におきましても議会から御要望いただいたところでございますので、18日から申込みが始まっているというふうに承知をしておりますが、本市のスマホ相談窓口において、はばタンP a y+の御相談がいただける旨の貼り紙をさせていただいて、利用者の方がちゅうちょなく御相談いただけるように配慮しているところでございます。

結果として、まだ初日、2日目はシステムが混雑してなかなかお申し込みいただけない状況だったかと思うんですけども、それぞれ3区ずつ開催をしてございますが、各区5～6名の方から御相談いただいているというふうに聞いてございます。引き続き市民目線で御支援に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（岩谷しげなり） ありがとうございます。どちらかといえば受動的な感じで、今、相談を待ってるという状況だと思うんですけど、今その実施していただいている事業、どれぐらいの方が相談来られてというのを一応データとして取っていただいて、恐らくこの物価高ですから、今後いろいろはばタンP a y続いていくんだろうなどは予期するところではあるんですけども、また次に向けて、今回の相談の結果、どういうアプローチがいいのかなというのをまた企画調整局のほうで検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑はございませんでしょうか。

（なし）

○委員長（吉田健吾） 他に御質疑がなければ、企画調整局関係の審査はこの程度にとどめたいと

存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様におかれましては、企画調整局が退室するまでしばらくお待ち願います。

（午前10時30分休憩）

（午前10時31分再開）

○委員長（吉田健吾） それでは、これより意見決定を行います。

まず、請願第12号国是である非核三原則の堅持等を要請する意見書提出を求める請願について、各会派の御意見をお伺いいたします。

自由民主党さん。

○委員（しらくに高太郎） まず、請願第12号につきまして、政府として非核三原則は堅持しており、本年2月19日には日米拡大抑止協議も行われ、国の専管事項として会派としては扱われるべき案件であると捉えていること、また、我が党は、日米同盟は我が国の外交・安全保障の基軸であるとの立場であり、請願趣旨には賛同できません。よって、不採択といたします。

○委員長（吉田健吾） 日本維新の会さん。

○委員（黒田武志） 核兵器禁止条約への署名及び批准については、流動的な国際安全保障関係を踏まえ、条約が外交及び国防に及ぼす影響を総合的に勘案した上で、国において慎重に判断されるべき事項であると考えます。以上の理由から、本件については不採択といたします。

○委員長（吉田健吾） 公明党さん。

○委員（吉田謙治） 2つの請願をお出しになってるわけでありませぬけれども、両方とも私ども継続審議ということでお願いをしたいと思っております。

言うまでもなくでありますけれども、核兵器をこの世界からなくすということは、私ども公明党の立党時点からの最重要の目標でございます。請願者の思いを共有するところでございます。ただ、この問題をいかに実現をしていくかということでありませぬけれども、いわゆる核兵器の保有国の論理のみならず、近年、国内でも非核三原則をないがしろにする核兵器共有論が登場したり、非核三原則の見直しの議論が出ているのは請願者の御指摘のとおりであります。

極めて残念なことでありませぬけれども、こういった議論が出てくるのはなぜかと。また、当然のことでありませぬけれども、極めて非人道的な、人類の存在そのものを消滅させる核兵器がなぜなくなるのか。それは、皆さんにとってはもう釈迦に説法だと思っておりますけれども、現実の国際政治では、核兵器の抑止力を自国防衛の基本とする国が、核兵器保有国はもとより、核兵器を持たない非保有国にもあるからであります。

その中で、我が国の安全保障の基本は、日米安全保障条約の下に、自国の防衛力と米国軍の抑止力を前提にしておりますけれども、この非核三原則を表明をし、核兵器については日本国のある意味では理想論かも分かりませぬが、表明をしているところであります。

今、国会でもいろいろ議論がなされておまして、この神戸市会から意見書を出すということも1つの方法なんでありませぬけれども、まずはやはり国会でこの議論——与野党あるいは政府に対しての議論の中でも、残念ながら、総理の御発言がどうも揺れてるようなところもございます。非核三原則を、先ほどありましたように、堅持するんだというふうに表明をされている部分と、そういった議論も、核兵器の保有ということを議論から外すのではなくて、議論していただくということが、というような趣旨の御発言もあつたりいたしまして、やはりここは国会での議論を

徹底的に国民の前でやっていただくということが大変重要ではないかと。その行方を見守りたいということがございます。

それから、併せて申し上げてしまいますけれども、最初の請願にありましたように、私ども公明党としては、核兵器の禁止条約に一気に賛成するというのではなくて、やはり核兵器の保有国、非保有国との間の溝が大変深いということがあります。その橋渡し役に、御指摘のとおり、努めるべきだということで、いわゆるこのオブザーバー会議にも、昨年も私ども公明党の国会議員が参加をさせていただきました。こういったことを積極的に進めることによって、理想論と言われてきた核兵器をなくしてしまうということを現実的に実現するために取り組んでまいるべきだということで、御趣旨は当然、そのとおりでありますので、継続して私ども神戸市会でも議論を続けていくべきだということで、すみません、併せて意見表明とさせていただきたいと思いません。

○委員長（吉田健吾） 日本共産党さん。

○委員（森本 真） 共産党は採択を主張いたします。

請願者も陳述で述べられましたが、今やはり国是である非核三原則を堅持することが大事な世界情勢にもなっています。高市首相自身が安保三文書の改定の論議の中で、日本の非核三原則の持たず、作らず、持ち込ませずについて、持ち込ませずの見直しを図っているという報道もあり、また、政府内、側近から核を持てというような話も出てきています。

請願文書表にあるように、神戸市会においても、1983年に非核平和都市に関する決議を上げて、国是である非核三原則を完全に実施されと明記をし、非核平和都市たることを宣言をしている状況の下で、やはりこの非核三原則を守ることが大事ということで、国にも意見を出すことが大事と今なっているというふうに思いますので、採択を主張します。

○委員長（吉田健吾） こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） 請願第12号につきましては、1983年、神戸市会におきましても、我が国の国是でありますこの非核三原則が完全実施され、全世界、全ての核兵器が廃絶されることを強く希求をするという非核平和都市を宣言しておりまして、この立場は変わっておりませんが、外交安全保障は国の専権事項ということもございますが、議論を見守りたいと思いますので、継続とさせていただきます。

○委員長（吉田健吾） 躍動の会さん。

○委員（大井としひろ） 躍動の会は不採択とします。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 平野章三委員。

○委員（平野章三） 不採択です。

○委員長（吉田健吾） 以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択、結論を出さないの3つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

念のため申し上げますが、まずは請願第12号についてお伺いをいたします。本請願について、本日の委員会で結論を出すことに賛成の方、念のため申し上げますと、採択または不採択の結論を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手多数であります。

よって、本請願は結論を出すことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第13号日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准すること及び核兵器禁止条約関係会議にオブザーバー参加することを要請する意見書提出を求める請願について、各会派の御意見を伺います。

自由民主党さん。

○委員（しらくに高太郎） 請願第13号につきましては、従前どおり、自由民主党といたしましては不採択といたします。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 日本維新の会さん。

○委員（黒田武志） 請願第13号に関しては、12号と同様の理由で不採択といたします。

○委員長（吉田健吾） 公明党さん。

○委員（吉田謙治） 先ほども申し上げましたけど、改めてこの13号について、これも大変重要な請願でございますので、改めて申し上げたいと思っておりますが、まず、核兵器禁止条約、これは大変な皆さんの御苦勞によって出来上がった条約であります。先ほども申し上げましたように、この世界から核兵器をなくすということについての目標でありまして、人類共通の目標だと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、現実論としては、やはり核兵器の抑止力に頼る国や人が多いということでもあります。

その中で、核兵器の保有国と非保有国との間の溝といいますか、関係性が、いわゆるお互いに議論をしようというような土俵もないわけでありまして、その橋渡し役を、まさに唯一の被爆国——戦争によって核兵器を用いられた国としては、両者の橋渡し役をぜひやるべきだというのが小党の考えであります。その意味では、核兵器の禁止条約に参加をしてしまいますと、これは非保有国側ということになりますし、厳密に言いますと、この非保有国の中でも核の抑止力に頼っている国がいるということは現実であります。

そういった意味で、2つ目の項目でありますオブザーバー参加ということにつきましては、従前から私ども公明党、政権与党のときから、政府に対し、また自民党さんに対しても、一緒にオブザーバー参加しようということを働きかけてまいりましたけれども、残念ながら、それが我が党の国会議員が行くのみということでした。

そういう意味では、まさに賛成をしたいというところでもありますけれども、これもやはり一方では、いわゆる核禁条約に現時点で署名・批准をするということは、現実論としての核兵器をなくしていくという方策からいたしますと、なかなかこれは難しいということがございますので、これも今後の流れということを、趣旨はごもっともでありますので、見守りさせていただきたいということで、継続審議ということとさせていただきますと思います。

○委員長（吉田健吾） 日本共産党さん。

○委員（森本 真） 共産党は採択を主張いたします。

今、ロシア、ウクライナの戦争が4年、そして今、アメリカ、イスラエルとイランの戦争が起こっています。そこに現れているのがいわゆる核抑止論——核を持っているからということであ

ります。しかし、核抑止の立場に立つと、いつ核戦争が起きてもおかしくないような状況が現れています。そういう中で、唯一の被爆国日本の被爆者の皆さんが声を上げて、そして国際的に世論をつくって、核兵器禁止条約が国際的な条約として発効され、署名し、批准が増えてきています。

やはり唯一の被爆国である日本がそこに参加をすることは、世界平和にも貢献する大きな力になるというふうに思いますし、そういう意味では、署名・批准をするということはこの神戸市会からも声を上げていくということ、そして、日本政府が国際的な諸会議にオブザーバーとして参加をすることは、やはり日本の立場を、もう戦争をしない、核兵器は使わせないという大きな世界にもアピールとなるというふうに思いますので、この請願には賛同し、採択を主張します。

○委員長（吉田健吾） こうべ未来さん。

○委員（よこはた和幸） こうべ未来は、請願第13号につきましては継続審議でお願いします。

○委員長（吉田健吾） 躍動の会さん。

○委員（大井としひろ） 躍動の会は不採択とします。

以上です。

○委員長（吉田健吾） 平野章三委員。

○委員（平野章三） 不採択です。

○委員長（吉田健吾） 以上のように、各会派の御意見は、採択、不採択、結論を出さないの3つに分かれておりますので、これよりお諮りいたします。

本請願について、本日の委員会で結論を出すことに賛成の方、念のため申し上げますと、採択または不採択の結論を主張される方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手多数であります。

よって、本請願は結論を出すことに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（吉田健吾） 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上で意見決定は終了いたしました。

○委員長（吉田健吾） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

（午前10時45分閉会）